県・市懇談会テーマ一覧表

部会	番号	テーマ	提出市	頁
行政 部会関係	1	消防団加入促進に関する企業へのインセンティブについて	西尾市	1
社会文教 部会関係	2	愛知県軽度・中等度難聴児支援事業の助成対象となる児童等の見直しについて	瀬戸市・春日井市・ 小牧市・尾張旭市・ 豊明市・日進市・清須市・ 北名古屋市・長久手市	2
	3	都道府県をまたいだ福祉医療の現物給付化を進めるための補助金の創設について	新城市	3
	4	権限移譲市が所管する認可外保育施設に係る補助金交付について	大府市・岩倉市・豊明市	4
	5	医療・福祉サービス事業者の安定的な運営に資する継続的な支援（物価高騰対策等）の実施について	豊田市	5
	6	持続可能な国民健康保険運営を目指し、財政支援策の拡充等に係る国への要望の強化について	瀬戸市・春日井市・ 小牧市・尾張旭市・ 豊明市・日進市・清須市・ 北名古屋市・長久手市	6
	7	県立高等学校附属中学校開校に伴う就学援助制度の円滑な運用について	稲沢市	7
	8	学校施設の長寿命化改良事業の交付金対象の拡充について	瀬戸市・春日井市・ 小牧市・尾張旭市・ 豊明市・日進市・清須市・ 北名古屋市・長久手市	8
	9	スクールソーシャルワーカー配置に係る財政支援及び人材確保への支援について	知多市	9
	10	大府特別支援学校における肢体不自由者である児童生徒に対する教育の併置の早期実現について	大府市	10
	11	学校水泳指導民間委託事業に対する補助制度の創設について	瀬戸市・春日井市・ 小牧市・尾張旭市・ 豊明市・日進市・清須市・ 北名古屋市・長久手市	11
	12	休日部活動の地域移行に対する支援について	犬山市	12
経済 部会関係	13	衣浦大橋（トラス橋）の早期架け替えをはじめとした周辺道路の渋滞対策について	半田市・碧南市・高浜市	13
	14	水道事業における広域化の推進について	新城市	14
	15	衣浦港におけるアンモニアサプライチェーンの構築と港湾物流機能強化について	碧南市	15
	16	三河港の機能強化に向けた港湾施設等の整備促進について	豊橋市・豊川市・蒲郡市・ 田原市	16

１　消防団員加入促進に関する企業へのインセンティブについて

〔西尾市提出〕

消防団員の選出にあたっては、主に町内会など地域のコミュニティに依存してきましたが、地域コミュニティの希薄化などから加入に繋がっておらず、慢性的に団員不足が続いており、地域コミュニティに依存した団員確保には限界があります。

西尾市では、企業の協力が得られるよう、「消防団協力事業所表示制度」、「消防団応援の店」制度などを導入していますが、大きな成果は出ていません。

こうした状況に、長野県、岐阜県、静岡県では、「消防団協力事業所表示制度」の認定を受け、消防団の活動に配慮した就業規則などの規程を整備し、消防団の活動に協力している事業所に対して、事業税の減免を実施し、企業に勤める消防団員が活動しやすい環境整備や従業員の消防団への加入促進といった消防団員の確保推進に取り組んでいます。

ついては、県におかれては、**「消防団協力事業所表示制度」を活用し、消防団活動に協力する企業への事業税の減免等、企業にとって魅力的なインセンティブとなる制度を導入することで企業からの加入を促し、地域と企業が一体となった防災協働社会の構築を実現するよう要望します。**

２　愛知県軽度・中等度難聴児支援事業の助成対象となる児童等の見直しについて

〔瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市提出〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「補装具の種目、購入費等に要する費用の額の算定等に関する基準」の一部改正により、令和７年４月１日より、補聴援助システムの支給基準が明記されました。

補聴援助システムは、教室などの騒音の多い場所において教師のマイクから児童の受信機へ直接音声を送信することができるもので、難聴児の学習環境整備に非常に有効であり、尾張旭市の学校に在籍する聞き取り困難症、聴覚情報処理障害（LiD/APD)である聴力レベルが３０ｄＢ未満の児童も使用しており、他市においても聴力レベルが３０ｄＢ未満の当該システムが必要な児童等が在籍しています。

現在、県の軽度・中等度難聴児支援事業実施要綱では、助成対象となる児童は聴力レベルが３０ｄＢ以上となっていますが、岩手県や奈良県などは、県下統一で聴力レベル３０ｄＢ未満でも医師が装着の必要を認めた場合は、当該システムを助成対象としています。

ついては、県におかれては、**県内の対象児童が学校生活を円滑に送れるよう、聴力レベルが３０ｄＢ未満の場合でも、必要に応じて補聴援助システムを助成対象とするよう要望します。**

３　都道府県をまたいだ福祉医療の現物給付化を進めるための補助金の創設について

〔新城市提出〕

現在、福祉医療受給者が県外で受診した場合、医療機関窓口で自己負担額を支払い、後日現金給付を行っています。

国における医療ＤＸの推進のなかで、都道府県をまたいだ福祉医療の現物給付が可能となりました。

現物給付化が実現すると、受給者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるようになるだけでなく、市町村の償還事務や医療機関等の請求事務の効率化が可能となるため、市町村は、都道府県をまたいだ福祉医療の現物給付化を進めていくこととなります。

現在、県内市町村では福祉医療の審査支払は社会保険分・国民健康保険分ともに愛知県国民健康保険団体連合会に委託していますが、全国現物給付のためには、社会保険分の福祉医療の審査支払を社会保険診療報酬支払基金へ委託する必要があります。

愛知県では、令和９年４月から社会保険分の審査支払の委託を全市町村一斉に支払基金へ移行することが予定されており、そのために各市町村は公費負担者番号と受給者番号の再設定とそれに伴う福祉医療システムの改修及び福祉医療受給者全員の受給者証差し替えが必要となり、市町村にとって大きな財政負担が生じます。

ついては、県におかれては、**都道府県をまたいだ福祉医療の現物給付化が確実に進むよう、市町村のシステム改修費に対する補助金の創設を要望します。**

４　権限移譲市が所管する認可外保育施設に係る補助金交付について

〔大府市、岩倉市、豊明市提出〕

大府市、岩倉市及び豊明市は、児童福祉法において県の権限に属する事務として定めのある認可外保育施設に関する届出受理や立入調査等について、地方自治法第２５２条の１７の２及び愛知県事務処理特例条例に基づき権限移譲を受け、当該事務を実施しています。

県は、昨今の物価高騰の状況を踏まえ、安定的にサービスを提供し続けることができるよう、民間の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園及び認可外保育施設を対象に、食材料費や光熱費の高騰分について令和４年度から令和６年度に補助金を交付していますが、権限移譲市が所管する認可外保育施設は補助対象から除外されております。

そのため市では認可外保育施設においても安定的なサービスを提供できるよう補助が必要と考え、愛知県と同内容の補助金を市単独で交付することで支援を行いました。

権限移譲市には権限移譲交付金が交付されているものの、当該交付金は補助金交付のためのものではなく、権限移譲を受けた事務の処理に要する費用に充当するものであり、権限移譲市の認可外保育施設への補助は市の財政に負担となっています。

権限移譲市の認可外保育施設を県の補助対象とし、県からの支援を受けられることで、施設の安定的な運営と保育ニーズへの対応が可能となり、市は権限移譲を前向きに検討することができます。

ついては、県におかれては、**認可外保育施設を対象とする県補助金について、権限移譲市の所管施設を含めて交付するよう要望します。**

５　医療・福祉サービス事業者の安定的な運営に資する継続的な支援（物価高騰対策等）の実施について

〔豊田市提出〕

令和６年度報酬改定において、診療報酬は＋0.88%、介護報酬は＋1.59％、障がい福祉サービス等報酬は＋1.12％改定されましたが、人件費や物価の高騰に追い付いていません。

製造業が強い愛知県では、他産業との競争により賃上げの圧力が強く、医療・福祉サービス事業は公定価格による収益構造のため、賃上げを行うと、物価高騰の影響をより受けやすくなります。

豊田市における基幹となる４病院に聞き取りをしたところ、給食費、ＤＸ経費や薬剤費などの急激なコスト高騰分を価格転嫁できず、経営を圧迫しているとの回答があり、冷凍食材やジェネリック薬品への切り替え等の努力をしているものの、抜本的な収支の改善が課題となっているとのことでした。

また、市議会会派や介護業界の団体から物価高騰対策の要望を受けております。

ついては、県におかれては、**人件費や物価の急激な高騰により、安定的で質の高いサービスの提供に支障をきたすことがないよう、時期を逸しない県独自の継続的かつ効果的な支援制度を設計・運用することを要望するとともに、人件費や物価の高騰の影響を適切に捉えた報酬改定や継続的な支援制度の構築について、国に強く働きかけることを要望します。**

６　持続可能な国民健康保険運営を目指し、財政支援策の拡充等に係る国への要望の強化について

〔瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市提出〕

平成３０年度より、新たな国民健康保険制度が施行され、都道府県が財政運営の責任主体となりましたが、国民健康保険は中高年齢者が多く加入し一人当たり医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険料（税）の負担率が高いという構造的な問題や、少子高齢化の進展、昨今の物価上昇などの影響により、市町村の国民健康保険財政は非常に厳しい運営を強いられています。

低所得者世帯の増加や物価高騰など市民生活は厳しく、これ以上の負担増に対して被保険者や市議会の理解が得られにくく、財政運営は極めて困難となっています。

国は、平成３０年度より、財政調整機能の強化として財政調整交付金の実質的増額や、医療費の適正化に向けた取組等に対する支援として保険者努力支援制度など、毎年３，４００億円の財政支援を行っておりますが、更なる財政支援の拡充が必要です。

ついては、県におかれては、**国民健康保険制度を持続可能で安定的な運営ができるように、国の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図るよう、国に強く働きかけることを要望します。**

７　県立高等学校附属中学校開校に伴う就学援助制度の円滑な運用について

〔稲沢市提出〕

令和７年度より、県立高等学校附属中学校開校に伴い、就学援助制度については、認定事務を住所地の市町村で行い、給食費・医療費については県が負担し、その他支給費目は国の通知に基づき住所地の市町村が負担とすることが県より示され運用が開始されています。

また、付随して市町村ごとに「支給対象を在籍要件から在住要件とすること」とする要綱改定が行われているところですが、対応は市町村ごとにまちまちです。

そのため、支給対象が在籍要件と在住要件のどちらにするかは、市町村ごとで対応が異なっているため、支給対象になり得る家庭が在籍地、在住地のどちらからも援助を受けられなくなる場合が生じています。

また、市から県へ提出する「認定者一覧表」や県立高等学校附属中学校へ提出する「援助費算定に必要な情報の提供依頼」については、市町村の任意様式を使用することとなっていますが、市は提出するために様式を作成する必要があり事務負担となることや、またそれを受ける県や情報提供を回答する県立高等学校附属中学校においても市町村ごとの任意様式を処理するのは事務負担となるため、統一の様式を作成することにより双方の事務の負担軽減と効率化を図ることができます。

ついては、県におかれては、**就学援助の支給対象になり得る家庭が援助を受けられなくなることのないように再度方向性を示すとともに、事務の効率化のため市から県や県立高等学校附属中学校に提出する書類について統一の様式を作成することを要望します。**

８　学校施設の長寿命化改良事業の交付金対象の拡充について

〔瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市提出〕

日進市においては、建築後４０年から５０年程度経過した学校施設が多数あり、経年により発生する施設の損耗や機能低下による復旧措置が必要となってきています。

国庫補助対象事業である長寿命化改良事業の予防改修事業は、建築後２０年以上４０年未満であるもの又は長寿命化改良後２０年以上経過したものなどが要件となっており、建築後４０年以上経過した学校施設における屋上防水改修並びに受変電、受水槽、消防等各種付帯設備更新などの予防改修事業は交付金の対象とならず、市の一般財源でまかなう必要があります。

市にとっては大きな負担であり、予防改修事業を速やかに進めるためには、国の交付金が必要です。

ついては、県におかれては、**建築後４０年以上経過した学校施設の予防改修事業についても、国の長寿命化改良事業の交付金対象とするよう国に強く働きかけることを要望します。**

９　スクールソーシャルワーカー配置に係る財政支援及び人材確保への支援について

〔知多市提出〕

家庭環境、虐待、不登校等児童生徒の抱える多様な問題に対し、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉に関する専門的な知識や技術を用いて児童生徒の置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークを構築し、支援を行っています。支援を求める件数は年々増加しており、これに対応するために人員増加などの措置を講じておりますが、社会福祉士などの専門資格を有する人材は、他業種との競争が激化しているため確保が難しく、十分な支援体制の確保が危ぶまれる状況にあります。

また、県では、「スクールソーシャルワーカー設置事業費補助金実施要領」により、スクールソーシャルワーカーの配置に対し事業費の３分の１を補助する制度を設けていますが、１市あたりの上限額はないものの、予算の範囲内での補助であり、満額支給とはなっておりません。

そのような状況から、市の財政的負担や人材確保の負担は大きくなっています。

スクールカウンセラーについては、市町村立学校におけるカウンセリング等の機会の充実を図り、児童及び生徒の問題行動を解決するため、市町村からの派遣申請により、県がカウンセラーを採用し、費用を負担して市町村へ派遣する制度が行われているところです。

ついては、県におかれては、**持続可能な支援体制を確保するため、補助金予算の十分な確保とともに、スクールカウンセラーと同様の県による人材派遣制度の創設を要望します。**

１０　大府特別支援学校における肢体不自由者である児童生徒に対する教育の併置の早期実現について

〔大府市提出〕

県内の特別支援学校については、知的障害、肢体不自由、病弱など５つの障害種への対応を基本に配置され、スクールバスによる送迎を行っていますが、長時間通学による児童生徒の身体への負担が課題となっています。

平成３０年度に大府もちのき特別支援学校（知的障害）が開校し、大府市・東海市・豊明市・東浦町の児童生徒の通学時間が短縮されました。また、西三河南部地区においては、教室不足の解消と長時間通学の緩和を図るため、知的障害と肢体不自由の両方に対応するにしお特別支援学校が令和４年度に開校しました。さらに、令和９年度には、名古屋市天白区に特別支援学校（肢体不自由）が開校される予定となっており、近隣地区においては、長時間通学の解消が順次図られています。

しかしながら、半田市のひいらぎ特別支援学校（肢体不自由）の通学区域は、知多管内の５市５町の広範囲に渡り、長時間通学による身体的負担が課題となっており、不測の状況に対応できるか危惧されています。

ついては、県におかれては、**県内の小児医療の中核的施設であるあいち小児保健医療総合センターに隣接し、県内の病弱及び複合障害（重症心身障害）の児童生徒の対応をしている大府特別支援学校において、肢体不自由児の受入れが可能となる機能を備えた施設に早期に改築し、同校の近隣自治体を通学区域とした小中高一貫しての肢体不自由者である児童生徒に対する教育を早期に提供していただき、長時間通学の解消を図っていただくよう要望します。**

１１　学校水泳指導民間委託事業に対する補助制度の創設について

〔瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市提出〕

長久手市では、令和４年度から小学校１校を対象に試行として、学校水泳指導の民間委託を行っており、教員の負担軽減、児童の泳力向上など学校運営・学習指導の両面での前向きな意見が多く、良い効果・影響が期待できると判断し、順次対象校を拡大する予定です。

全国的にも老朽化した学校のプールを廃止し、教育課程における水泳指導を民間のスイミングスクールなどで行う動きが広がっています。

学校水泳指導を民間委託することは、多くのメリットがある一方、市の財政にとって大きな負担となります。

ついては、県におかれては、**学校水泳指導の民間委託事業に対する補助制度を創設するよう要望します。**

１２　休日部活動の地域移行に対する支援について

〔犬山市提出〕

休日部活動の地域移行については、多様な移行先が地域ごとに検討され、現時点では単独校での部活動、部活動の延長である複数校による合同部活動、既存地域クラブでの受け入れなどが並行して稼働している状況です。

国、県におかれては、指導者確保の支援、市やスポーツ団体等が地域移行の課題や解決策を共有する場の設定といった地域連携の促進や財政的な支援を行っていただいており、市は休日部活動の地域移行を進めているところです。

そうした中で、各種競技大会への参加にあたっては、休日に行われる合同部活動、地域クラブでのチームが参加単位となりますが、愛知県中小学校体育連盟では一つの合同部活動、一つの地域クラブから１チームしか参加できないと規定されております。

この規定により、人数の多くなる合同部活動、地域クラブでは大会に参加できない生徒が多く生まれてしまいますが、大会に参加することは生徒がスポーツを通じて自己の成長を得られる貴重な機会であり、種目によっては生徒の大会参加を優先するために合同部活動や地域クラブへの移行を躊躇するような状況になっており、円滑な地域移行の障害となっています。

ついては、県におかれては、**持続可能な地域クラブ活動の環境整備と円滑な移行を促進するため、現在行っている各種支援に加え、多くの生徒が大会に参加できるよう愛知県中小学校体育連盟に強く働きかけるよう要望します。**

１３　衣浦大橋（トラス橋）の早期架け替えをはじめとした周辺道路の渋滞対策について

〔半田市・碧南市・高浜市提出〕

知多地域と三河地域を連絡する、国道２４７号及び主要地方道西尾知多線にかかる衣浦大橋とその周辺の道路は、重要物流道路にも指定された地域の大動脈ですが、物流及び通勤車両等の集中により、慢性的に交通渋滞が発生しています。また、衣浦大橋北側トラス橋は、老朽化しているとともに、幅員が５．５メートルと狭いことも渋滞の一因となっています。

平成２９年２月には、衣浦大橋周辺の１０市５町により衣浦大橋整備促進期成同盟会が組織され、衣浦大橋の整備と地域産業の活性化に取り組んでいます。

愛知県は、渋滞緩和に向け、様々な対策を進めており、これまでに衣浦大橋西側交差点の改良、東側交差点の立体交差化（高浜高架橋）及び半田市街地方面への左折専用橋梁の整備が完了し、整備済みの高浜高架橋より北側の蛇抜大橋高架橋及び南側の国道２４７号は４車線化に向けた進捗が図られているほか、衣浦大橋北側トラス橋の架け替えに向けた設計及び衣浦大橋周辺の渋滞対策の検討も行っていますが、衣浦大橋とその周辺道路では、現在も朝夕のラッシュ時には渋滞が発生しており、周辺地域の経済活動及び都市環境に多大な影響を及ぼしています。

また、令和７年４月には、国土交通省から、衣浦大橋（トラス橋）の架け替えについて、国庫補助事業の新規事業箇所となることが公表されております。

ついては、県におかれては、**高浜高架橋北側及び南側における４車線化及び衣浦大橋（トラス橋）の架け替え整備の早期完成をはじめとした衣浦大橋周辺の渋滞対策の推進について要望します。**

１４　水道事業における広域化の推進について

〔新城市提出〕

新城市水道事業は、地理的特徴により非効率な運営を余儀なくされ、給水原価は１㎥当たり約２４０円となっており、事業運営に大変苦慮しています。厳しい経営状況を改善するため、令和２年４月に続き、令和５年８月に料金改定を行いました。

このことにより、同じ水源を利用している地域において、水源地である本市と受益地との料金格差がさらに広がることとなっています。

県が策定した愛知県水道広域化推進プランでは、将来の理想像を「県民が等しく均衡のとれた負担で、同質のサービスが受けられる状態」としております。

プランにおける県の役割として、広域連携について、各水道事業者及び水道用水供給事業者と検討するための広域化検討体制を構築し、広域連携の推進に必要な調整や支援を行い、簡易水道等小規模な水道事業の支援体制強化に向けた検討や支援を行うこととしており、国も、県はプランに基づく取組を推進する役割を担うものであるとしております。

県により三河地域で矢作川・豊川 CN プロジェクトが進められており、このうち西三河地域においては矢作川流域 上下水道広域連携協議会（仮称）準備会が立ち上げられ、広域連携に向けた取り組みが進められているところであります。

ついては、県におかれては、**東三河地域において、上下水道広域連携協議会準備会を早急に設置するよう、推進役としてのリーダーシップを発揮され、水道広域化を進めていただくよう要望します。**

１５　衣浦港におけるアンモニアサプライチェーンの構築と港湾物流機能強化について

〔碧南市提出〕

衣浦港は、主としてバルク貨物を取り扱う物流・生産活動を支える工業集積港であるとともに、愛知県の約５割の電力を発電する火力発電所などが立地する地域のエネルギー供給拠点として、中部地域の「ものづくり産業」を支える重要港湾ですが、製紙原料やバイオマス燃料となる木材チップの輸入増加によって今後増大する貨物や船舶大型化への対応、ふ頭用地の不足、地区毎に分散している貨物の移転・集約への対応が大きな課題となっています。

また、中部圏水素・アンモニアサプライチェーンビジョンにおける将来のアンモニア需要量に見合った受入・保管・供給のための港湾施設等の整備も必要となり、岸壁等の港湾施設やプラント用地等の早期整備が不可欠です。

ついては、県におかれては、**衣浦ポートアイランドは、港湾計画に基づく耐震強化岸壁を始めとした新たなふ頭を整備することとなっており、衣浦港港湾脱炭素化推進計画におけるカーボンニュートラルポートを推進するためにもアンモニアの需要増を見越した港湾整備を要望します。**

また、安全で確実な物流交通の強化を図るため、臨港道路をはじめとした港湾区域のアクセス道路強化を併せて要望します。

１６　三河港の機能強化に向けた港湾施設等の整備促進について

〔豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市提出〕

貿易額において全国第８位（空港を除く）の三河港は、地域の産業を支える物流拠点としての役割を担っており、輸入完成自動車については、台数・金額共に３２年連続日本一の自動車港湾であります。また、クルーズ船「飛鳥Ⅲ」の初寄港など、今後、新たな需要が期待されています。

しかしながら、三河港は、港湾関連用地及び工業用地の不足、船舶の大型化への未対応、三河港背後道路の渋滞慢性化などから非効率な物流を強いられている状況にあり、また、施設の老朽化対策や、コンテナ貨物取扱量の減少に対する官民一体となった集貨促進が求められています。

ついては、県におかれては、**三河港の物流機能を強化するため、臨港道路東三河臨海線を始めとする三河港周辺道路及び公共岸壁やふ頭用地等の港湾施設について、現港湾計画に基づく早期整備を推進するとともに、港湾計画の早期改訂や港湾施設の老朽化対策を行うよう要望します。**